重要事項説明書 (地域密着型通所介護)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定地域密着型通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定地域密着型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 0CS
代表者氏名	代表取締役 井 上 智 惠
本社所在地	兵庫県川西市萩原1-3-3
(連絡先及び電話番号等)	072-758-2828
法人設立年月日	平成 27 年 5 月 1 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	リハビリデイこころ萩原		
介護保険指定事業所番号	2873102343		
事業所所在地	兵庫県川西市萩原1-3-3		
連 絡 先 相談担当者名	072-758-2828 井上 智恵		
事業所の通常の 事業の実施地域	川西市全域(目安を片道 30 分程度とする)		
利 用 定 員	18 名		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険制度の基本理念に基づき、要介護者および要支援者であるご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立った適切な通所介護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	要介護者および要支援者であるご利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮した、通所介護サービスの提供に努める。 必要なときに必要な通所介護サービスの提供ができるように努める。 ご利用者(もしくはそのご家族)の立場や人権を尊重し、他の保険・医療・福祉サービス提供者との連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業 E	3	月曜日 ~ 土曜日(日曜休日)
営	業時間	1	8:30~17:30

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日とする ※年末年始(12/30 ~1/3)は「休日」の扱いとなります。
サービス提供時間	9:00~17:00
延長サービス提供時間	

(5) 事業所の職員体制

|--|

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の 把握その他の管理を一元的に行います。2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令 を行います。3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏	
	まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ地域密着型通所介護計画を交付します。	常勤 1 名 相談員と兼務
	5 指定地域密着型通所介護の実施状況の把握及び地域密着型通所介護計画の変更を行います。	
	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。	1名以上
生活相談員	2 それぞれの利用者につて、地域密着型通所介護計画に従っ たサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行い ます。	内、1名 管理者と兼務
看護師・	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。	2名以上 内、1名
准看護師 (看護職員)	2 利用者の静養のための必要な措置を行います。3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	機能訓練指導 員と兼務
介護職員	1 地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世 話及び介護を行います。	2名以上 内、1名 生活相談員と 兼務
機能訓練 指導員	1 地域密着型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限 りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常 生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	2名以上 内、1名 看護師と兼務
管理栄養士	1 栄養改善サービスを行います。	
歯科衛生士 言語聴覚士	1 口腔機能向上サービスを行います。	1名以上
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービ	ス区分と種類	サービスの内容
地域密着型通所介護計画の 作成		 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。 地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 地域密着型通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、地域密着型通所介護計画書を利用者に交付します それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
	食事の提供及び 介助 入浴の提供及び	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・
日常生活	排せつ介助	部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。 介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
上の世話	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行 います。
	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の 介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の お手伝い、服薬の確認を行います。
	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
機能訓練	レクリエーションを通じた訓練 器具等を使用し	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づ
	た訓練	き、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を 提供します。

(2) 地域密着型通所介護従業者の禁止行為

地域密着型通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

サービス提供時間	3時間以上4時間未満				
車業託 反八			利用者負担額		
事業所区分 要介護度	基本単位	利用料	1 割負担	2 割負担	3割負担
要介護 1	416	4, 409 円	440 円	880 円	1,320円
要介護 2	478	5,066円	506 円	1, 012 円	1, 518 円
要介護3	540	5, 724 円	572 円	1, 144 円	1, 716 円
要介護 4	600	6, 360 円	636 円	1, 272 円	1, 908 円
要介護 5	663	7, 027 円	702 円	1, 404 円	2, 106 円
		4	時間以上 5 時間未	満	
要介護 1	436	4,621円	462 円	924 円	1,386 円
要介護 2	501	5, 310 円	531 円	1,062円	1,593円
要介護3	566	5, 999 円	599 円	1, 198 円	1, 797 円
要介護 4	629	6, 667 円	666 円	1, 332 円	1, 998 円
要介護 5	695	7, 367 円	736 円	1, 472 円	2, 208 円
		5	時間以上 6 時間未	満	
要介護 1	657	6,964円	696 円	1, 392 円	2,088円
要介護 2	776	8, 225 円	822 円	1, 644 円	2, 466 円
要介護 3	896	9, 497 円	949 円	1, 898 円	2, 847 円
要介護 4	1013	10, 737 円	1, 073 円	2, 146 円	3, 219 円
要介護 5	1134	12,020円	1, 202 円	2, 404 円	3,606円
		6	時間以上 7 時間未	満	
要介護 1	678	7, 186 円	718 円	1, 436 円	2, 154 円
要介護 2	801	8, 490 円	849 円	1, 698 円	2, 547 円
要介護3	925	9, 805 円	980 円	1, 960 円	2, 940 円
要介護 4	1049	11, 119 円	1, 111 円	2, 222 円	3, 333 円
要介護 5	1172	12, 423 円	1, 242 円 2, 484 円 3, 726 円		
		7	'時間以上8時間オ	₹	
要介護 1	753	7, 981 円	798 円	1,596円	2, 394 円
要介護 2	890	9, 434 円	943 円	1, 886 円	2,829円
要介護3	1032	10, 939 円	1, 093 円	2, 186 円	3, 279 円
要介護 4	1172	12, 423 円	1, 242 円	2, 484 円	3, 726 円
要介護 5	1312	13, 907 円	1, 390 円	2, 780 円	4, 170 円
	8 時間以上 9 時間未満				
	783	8, 299 円	829 円	1,658円	2, 487 円
要介護 2	925	9, 805 円	980 円	1, 960 円	2, 940 円
要介護 3	1072	11, 363 円	1, 136 円	2, 272 円	3, 408 円
要介護 4	1220	12, 932 円	1, 293 円	2, 586 円	3,879円
要介護 5	1365	14, 469 円	1, 446 円	2, 892 円	4, 338 円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、利用者

の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、 その日に係る地域密着型通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料 となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意 を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに地域密着型通所介護計画の見直しを行います。

- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる(1~2時間程度の利用)場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。
- ※ 9 時間以上のサービス提供を行う場合で、その提供の前後に引き続き日常生活上の世話を行った場合は、延長加算として下記利用料が追加されます。

通算時間が9時間以上10時間未満の場合、50単位(利用料:530円、1割負担:53円、2割負担:106円、3割負担159円)

10 時間以上 11 時間未満の場合、100 単位(利用料: 1,060 円、1 割負担: 106 円、2 割負担: 212 円、3 割負担 318 円)

11 時間以上 12 時間未満の場合、150 単位(利用料: 1,590 円、1 割負担: 159 円、2 割負担: 318 円、3 割負担 477 円)

12 時間以上 13 時間未満の場合、200 単位(利用料: 2, 120 円、1 割負担: 212 円、2 割負担: 424 円、3 割負担 636 円)

13 時間以上 14 時間三満の場合、250 単位 ((利用料: 2,650 円、1 割負担: 265 円、2 割負担: 530 円、3 割負担 795 円)

- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合又は地域密着型通所介護従業者の数が人 員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担 額は、70/100 となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は、1日に付き利用料が94単位、(利用料:996円、1割負担:99円、2割負担:198円、3割負担297円)減算されます。
 - 同一の建物とは、指定地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物をいい ます。
- ※ 利用者に対し、その居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合(ご家族が送迎される場合等) は、片道につき 47 単位、(利用料:498円、1割負担:49円、2割負担:98円、3割負担147円) 減額されます。
- ※ 感染症又は災害の発生を理由として当該月の利用者数が当該月の前年度における月平均よりも 100分の5以上減少している場合、3月以内に限り1回につき所定単位数の100分の3に相当す る単位数を加算します。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための 年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を 置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画 が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金 額の99/100となります。

(4) 加算料金 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

	基本	<u> </u>	部ガに以下の科並が加昇されま 利用者負担			7 0	
加算	基本 単位	利用料	1 割負担	2割負担	3 割負担	算定回数等	
入浴介助加算(I)	40	424 円	42 円	84円	126円	1 日につき	
入浴介助加算(Ⅱ)	55	583 円	58 円	116円	174円	1 日につき	
中重度ケア体制加算	45	477 円	47 円	94 円	282 円	1日につき	
生活機能向上連携加算(I)	100	1,060 円	106 円	212 円	318円	3月に1回を限度として1月に	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,120 円	212 円	424 円	636 円	つき 1 月につき	
工石版化内工建筑加昇(I) 個別機能訓練加算(I)	56	593 円	59円	118円	177円	1 710 20	
個別機能訓練加算(I)口	76	805円	80円	160円	240円	機能訓練を実施した日数	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	212円	21円	42円	84円	 1 月につき	
ADL 維持等加算(I)	30	318円	31円	62円	93円	1月につき	
ADL 維持等加算(Ⅱ)	60	636円	63 円	126円	189円	1月につき	
認知症加算	60	636 円	63 円	126 円	189 円	1日につき	
	60	636 円	63 円	126 円	189 円	1日につき	
栄養アセスメント加算	50	530円	53円	106円	159円	1月につき	
		2,120 円	212円	424 円	636円	3ヶ月以内の期間に限り1月に	
栄養改善加算 	200					2 回を限度	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	212 円	21 円	42 円	84 円	1回につき	
ロ腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	53 円	5 円	10 円	15 円	1回につき	
口腔機能向上加算(I)	150	1,590 円	159 円	318 円	477 円	3ヶ月以内の期間に限り1月に	
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	1,696 円	169 円	338 円	507 円	2 回を限度	
科学的介護推進体制加算	40	424 円	42 円	84 円	126 円	1月につき	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	233 円	23 円	46 円	69 円		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	190 円	19 円	38 円	57 円	1 日につき	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6	63 円	6 円	12円	18円		
介護職員等処遇改善加算(I) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位 数の 92/1000 所定単位						
介護職員等処遇改善加算(皿)	数の 90/1000 所定単位 数の 80/1000						
介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位 数の 64/1000						
介護職員等処遇改善加算(V) (1)	所定単位 数の 81/1000	左記の単	左記の	左記の	左記の	基本サービス費に各種加算・	
介護職員等処遇改善加算(V) (2)	所定単位 数の 76/1000	位数×地 域区分	1割	2割	3割	減算を加えた総単位数(所定 単位数) 	
介護職員等処遇改善加算(V) (3)	所定単位 数の 79/1000						
介護職員等処遇改善加算(V) (4)	所定単位 数の 74/1000						
介護職員等処遇改善加算(V) (5)	所定単位 数の 65/1000						
介護職員等処遇改善加算(V) (6)	所定単位 数の 63/1000						
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	所定単位						

(7)	数の
. ,	56/1000
介護職員等処遇改善加算(V)	所定単位
(8)	数の
\-,'	69/1000
介護職員等処遇改善加算(V)	所定単位
(9)	数の
` '	54/1000
介護職員等処遇改善加算(V)	所定単位
(10)	数の
	45/1000
介護職員等処遇改善加算(V)	所定単位
(11)	数の
	53/1000
介護職員等処遇改善加算(V)	所定単位
(12)	数の
	43/1000
介護職員等処遇改善加算(V)	所定単位
(13)	数の
	44/1000
介護職員等処遇改善加算(V)	所定単位
(14)	数の
	33/1000

※ 入浴介護加算(I)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。 入浴介助加算(II)は、居宅において入浴ができるようになることを目的に、居宅を訪問し、把

握した浴室環境等を踏まえた入浴介助計画の作成と、計画に沿った支援を行った場合に算定します。

- ※ 中重度者ケア体制加算は、中重度の要介護者が社会性の維持を図り在宅生活の継続を目指した ケアを計画的に実施できる体制を整えている場合に算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき 当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成 と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに 評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

生活機能向上連携加算(II)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

- ※ 個別機能訓練加算(I)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、機能訓練加算(II)を算定します。
- ※ ADL 維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL (日常生活動作)の維持又は 改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。
- ※ 認知症加算は、認知症の利用者に認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施する 体制を整えている場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定 地域密着型通所介護を行った場合に算定します。
- ※ 栄養アセスメント加算は、当事業所の従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理栄養 士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者又は家族 に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実 施のために必要な情報を活用している場合に、算定します。

- ※ 栄養改善加算は、低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して個別的に栄養食事相談等の 栄養管理を実施し、利用者の心身の状態を維持又は向上させる栄養改善サービスを行った場合 に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態 又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 口腔機能向上加算は、口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成の上、個別的に口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出した事業所が、利用者に対して地域密着型通所介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算(V)は、経過措置として令和7年3月31日まで算定が可能。 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取 組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の 対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(5級地 10.60円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいった んお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添 えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってく ださい。

(5) その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実 づき、送迎に要する費用の実費を	施地域以外の場合、運営規程の定めに基 請求いたします。			
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた 時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。				
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です			
② キャンセル料	12 時間前までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です			
	12 時間前までにご連絡のない場	* 当日 10 時を過ぎてのキャンセルは、 昼食代として 7 0 0 円を請求いたしま			
	合	す。			
※ただし、利用者の	病状の急変や急な入院等の場合には	、キャンセル料は請求いたしません。			
③ 食事の提供に要 する費用	700円(1食当り 食材料費及び調理コスト)				
④ おやつ代	100円(ご希望の方のみ)				
⑤ おむつ代	紙おむつ 200円 紙パンツ 200円 紙パット 100円 (1枚当り) 運営規程の定めに基づくもの				
⑥ 諸費	連絡帳 150円 衛星 口腔ケア初期導入セット 1,00	畳品(防水テープ等) 5 0 円 ○ 0 円			
⑦ その他	レクリエーション費一部実費、ド	リップコーヒー代100円			

- 4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について
- ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用す る場合)、その他の費 用の請求方法等
- ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
- ィ 上記に係る請求書は、1ヶ月ごとに計算した請求書を配布します。
- ② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用す る場合)、その他の費 用の支払い方法等
- ァ サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと 内容を照合のうえ、請求月27日までに、下記のいずれかの方法 によりお支払い下さい。
 - (ア)事業者指定口座への振り込み
 - (イ)利用者指定口座からの自動振替
- イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
- 5 サービスの提供にあたって
 - (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
 - (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
 - (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、 利用者及び家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
 - (4) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
 - (5) 地域密着型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げると おり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 相談員 岡本 恵子

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知 徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための年1回以上の研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき
	旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませ
	ん。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書

で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家
族の個人情報を用いません。
② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含ま
れる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)に
ついては、善良な管理者の注意をもって管理し、また処
分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じ
てその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂
正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査
を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行う
ものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は
利用者の負担となります。)

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名 所 在 地 電話番号 ファックス番号 受付時間 診療科
【主治医】	医療機関名 氏 名 電話番号
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 住 所 電話番号 携帯電話 勤務先

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地 川西市中央町 12番1号
川西市役所 福祉部	電話番号 072-740-1149
介護保険課	受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)
【居宅介護支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

保険会社名		東京海上日動火災保険	
損害賠償 責任保険	保 険 名	超ビジネス保険(事業活動包括保険)	
负 正	補償の概要	対人対物事故	
	保険会社名	東京海上日動火災保険	
自動車保険 保 険 名 補償の概要		自動車保険	
		対人対物・人身損害・車両事故	

11 心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定地域密着型通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは 福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「地域密着型通所介護計画」 の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供の記録

- ① 指定地域密着型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(管理者 井上 智恵)

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、 それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期:(毎年2回 1月・9月)
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

15 衛生管理等

(1) 指定地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、

衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- (2)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむ ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会 議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等につい ての記録を作成し、公表します。

18 指定地域密着型通所介護サービス内容の見積もりについて

- 〇 このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
- (1)提供予定の指定地域密着型通所介護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用 する場合)

		サービス内容			A =# /D					
曜日	提供時間帯	個別 機能 訓練 (I)	栄養 改善	口腔 機能 向上	送迎	食事 提供	入浴	介護保 険適用 の有無	利用料	利用者 負担額
		0		0	0	保険適用外	0	0	Я	Ħ
	1週当りの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額 円			Я						

(2) その他の費用

① 送迎費の有無	(有・無の別を記載) サービス提供1回当り… (金額)
② キャンセル料	重要事項説明書4一②記載のとおりです。
③ 食事の提供に要する費用	重要事項説明書 4一③記載のとおりです。
④ おやつ代	重要事項説明書4一④記載のとおりです。
⑤ おむつ代	重要事項説明書 4一⑤記載のとおりです。
⑥ 日常生活費	重要事項説明書 4一⑥記載のとおりです。
⑦ その他	重要事項説明書 4一⑦記載のとおりです。

(3)1 か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内 容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1月以内とします。
- 19 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 介護予防型通所サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
 - 〇本事業所は、提供した介護予防型通所サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 本事業所は、提供した介護予防型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所 在 地 兵庫県川西市萩原 1 - 3 - 3 電話番号 0 7 2 - 7 5 8 - 2 8 2 8 受付時間 8:30~17:30		
【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地 川西市中央町 12番1号		
川西市役所 福祉部	電話番号 072-740-1149		
介護保	受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)		

【公的団体の窓口】

兵庫県国民健康保険団体連合会

所 在 地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号

電話番号 072-332-5617

受付時間 8:45~17:15 (土日祝 12/29~1/3 休み)

20 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日

事業者は、上記内容について利用者に説明を行いました。

	所 在 地	兵庫県川西市萩原1-3-3
事	法 人 名	株式会社 OCS
業	代 表 者 名	井上 智恵
者	事業所名	リハビリデイこころ萩原
	説明者氏名	井上 智恵

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住	所		
	氏	名	印	
代理人	住	所		
	氏	名	印	